



発行 新潟県

第 80 号

令和7年10月10日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 924 自然公園法に係る佐渡弥彦米山国定公園事業の廃止（環境対策課）
- 925 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 926 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止（福祉保健総務課）
- 927 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更（福祉保健総務課）
- 928 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく介護機関の指定（福祉保健総務課）
- 929 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止（福祉保健総務課）
- 930 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更（福祉保健総務課）
- 931 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 932 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 933 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 934 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 特定施設の新設（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）

雑 報

- 公立大学法人新潟県立看護大学の令和6年度財務諸表について（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第924号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により決定した越後三山只見国定公園の公園事業（昭和60年5月新潟県告示第1395号）を次のとおり廃止する。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

廃止する事業の名称

八崎休憩所事業

◎新潟県告示第925号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場

合を含む。)の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

令和 7 年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ドラッグトップス富塚町薬局	新発田市富塚町 2 丁目 1 番28号 2	令和 7 年 9 月 1 日
あらかわ歯科クリニック	村上市坂町1569番地 2	令和 7 年 9 月 1 日
五智歯科クリニック	上越市五智 1 丁目13番10号	令和 7 年 8 月 1 日
堀歯科医院	長岡市神田町 2 丁目 1 - 19	令和 7 年 8 月 1 日
阿賀野薬局	阿賀野市南安野町 5 番14号	令和 7 年 9 月 1 日
花園歯科	長岡市花園 3 - 9 - 27	令和 7 年10月 1 日
すがいやつきよく諏訪町店	新発田市諏訪町 3 - 4 - 6	令和 7 年10月 1 日
エール薬局さんぽく店	村上市勝木1340- 1	令和 7 年 9 月 1 日
おおてまち歯科医院	上越市大手町 3 - 26	令和 7 年10月 1 日
げんき薬局 浦川原店	上越市浦川原区有島66	令和 7 年 9 月 1 日
ナーシングヴィラあさひ	三条市南新保10- 24	令和 5 年 5 月 1 日
北越病院訪問看護ステーション	新発田市緑町 2 丁目20番19号	令和 7 年 7 月 1 日

◎新潟県告示第926号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があった。

令和 7 年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
五智歯科クリニック	上越市五智 1 - 13 - 10	令和 7 年 7 月31日
ハート調剤薬局高田駅前店	上越市仲町 4 丁目 2 - 24	令和 7 年 7 月31日
中沢歯科医院	南魚沼市六日町986- 2	令和 7 年 7 月30日
ミミール耳鼻咽喉科クリニック	長岡市古正寺 2 丁目26	令和 7 年 7 月31日
堀歯科医院	長岡市神田町 2 - 1 - 19	令和 7 年 7 月31日
八百枝歯科医院	三条市本町 3 - 6 - 13	令和 7 年 2 月28日

中野こども医院	新発田市舟入町2丁目5番9号	令和7年8月31日
あい薬局舟入町店	新発田市舟入町2-5-8	令和7年8月31日
エール薬局さんぽく店	村上市勝木1340-1	令和7年8月31日
小湊歯科医院	燕市次新字十間割1048-2	令和7年9月8日
土田脳神経外科医院	上越市鴨島1148番地	令和7年8月29日
ヤマオカ調剤薬局	上越市浦川原区有島66	令和7年8月31日
渡部レディースクリニック	新発田市新栄町1-1-6	令和7年6月30日

◎新潟県告示第927号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	アイン薬局 柏崎東本町店	柏崎市東本町1丁目1-23-1	令和7年9月1日
旧	ハート調剤薬局柏崎店		
新	アイン薬局 柏崎西山店	柏崎市西山町礼拝字前田430番2	令和7年9月1日
旧	ハート調剤薬局西山店		
ウエルシア薬局長岡稲葉町店		新 長岡市稲保南3丁目766番地4	令和7年2月22日
		旧 長岡市稲葉町766番地4	
八幡産科婦人科医院		新 長岡市稲保南3丁目766-27	令和7年3月1日
		旧 長岡市稲葉町766-27	

◎新潟県告示第928号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり介護機関を指定した。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社大久保商店 福祉用具サービスマイハ	胎内市関沢57-1	株式会社大久保商店 福祉用具サービスマイハ	胎内市関沢57-1	福祉用具貸与	平成18年4月1日

ンズ		ンズ			
株式会社大久保 商店 福祉用具 サービスマイハ ンズ	胎内市関沢57ー 1	株式会社大久保 商店 福祉用具 サービスマイハ ンズ	胎内市関沢57ー 1	介護予防福祉用 具貸与	平成18年4月1日
株式会社大久保 商店 福祉用具 サービスマイハ ンズ	胎内市関沢57ー 1	株式会社大久保 商店 福祉用具 サービスマイハ ンズ	胎内市関沢57ー 1	特定福祉用具販 売	平成18年4月1日
株式会社大久保 商店 福祉用具 サービスマイハ ンズ	胎内市関沢57ー 1	株式会社大久保 商店 福祉用具 サービスマイハ ンズ	胎内市関沢57ー 1	特定介護予防福 祉用具販売	平成18年4月1日

◎新潟県告示第929号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があった。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社アイン北 陸	新潟市中央区湖南24番 地2	ハート調剤薬局高田 駅前店	上越市仲町4丁目2 ー24	令和7年7月31日
有限会社須田義肢 製作所	魚沼市大石44番地1	有限会社須田義肢 製作所	魚沼市大石44番地1	令和7年9月30日

◎新潟県告示第930号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更年月日
株式会社アイン北 陸	新潟市中央区湖南24番 地2	新 アイン薬局 柏崎西山店	柏崎市西山町礼拝字 前田430	令和7年9月1日
		旧 ハート調剤 薬局 西山 店		
株式会社アイン北 陸	新潟市中央区湖南24番 地2	新 アイン薬局 柏崎東本町 店	柏崎市東本町1丁目 1ー23ー1	令和7年9月1日
		旧 ハート調剤 薬局 柏崎 店		

社会福祉法人 魚沼市社会福祉 協議会	魚沼市小出島1240番地 2	魚沼社協訪問介 護事業所	新	魚沼市今泉1477 番地1	令和7年8月1日
			旧	魚沼市堀之内 4315番地	

◎新潟県告示第931号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の西蒲原土地改良区の定款の変更を令和7年10月2日認可した。

令和7年10月10日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第932号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小千谷市の小千谷土地改良区の定款の変更を令和7年10月1日認可した。

令和7年10月10日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第933号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称及び地域
魚沼市	令和元年度から 令和4年度	魚沼市の地籍図及び地籍簿 大沢の一部
魚沼市	平成30年度から 令和4年度	魚沼市の地籍図及び地籍簿 湯之谷芋川の一部
魚沼市	令和元年度から 令和5年度	魚沼市の地籍図及び地籍簿 虫野・十日町の一部
魚沼市	令和元年度から 令和5年度	魚沼市の地籍図及び地籍簿 虫野・伊勢島の一部
見附市	平成29年度から 令和3年度	見附市の地籍図及び地籍簿 速水町等3単位区域

2 認証年月日

令和7年9月30日

◎新潟県告示第934号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 路線名 県道 佐渡一周線

2 供用開始の区間

佐渡市北鶴島字人村146番7から同市北鶴島字人村173番2

3 供用開始の期日 令和7年10月10日

公 告

特定施設の新設について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり、特定施設の新設の届出があったので、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係市町村（当該特定施設の新設の予定地の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）、立地市町村に隣接する市町村及び条例第11条第2項の規定により知事が指定した市町村をいう。）の住民等（当該関係市町村の区域内に居住する者、当該関係市町村において事業活動を行う者及び当該関係市町村に存する団体をいう。）は、この届出に関し、条例第13条第2項の規定により、この公告の日から3か月以内に県に対して、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (1) 名 称 東日本旅客鉄道株式会社
- (2) 住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 喜勢 陽一

2 特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (1) 名 称 ・ JR東日本新潟シティクリエイティブ株式会社
・ ほか141者
- (2) 住 所 ・ 新潟市中央区笹口1丁目9番1
・ ほか141者
- (3) 代表者の氏名 ・ 代表取締役社長 小竹 宏行
・ ほか141者

3 特定施設の名称

新潟駅周辺開発

4 特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積

- (1) 所在地 新潟市中央区花園一丁目185 外51筆
- (2) 敷地の面積 61,389平方メートル

5 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日

- (1) 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日
既存宅地のため開発行為に係る工事は不要
- (2) 特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日
令和8年6月（予定）

6 特定施設の新設をする日

令和10年8月（予定）

7 特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計

- (1) 特定施設の床面積の合計
57,954.02平方メートル
- (2) 特定施設の店舗面積の合計
35,185.98平方メートル

8 特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域

- (1) 特定施設の集客予定数
1日当たり約38,000人
- (2) 特定施設の集客を予定している区域
新潟市、長岡市、三条市、新発田市、燕市、五泉市、阿賀野市、聖籠町及び田上町の区域

9 届出年月日

令和7年9月22日

10 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、田上町産業振興課及び弥彦村産業部観光商工課でも閲覧可能）

- 11 縦覧期間
令和7年10月10日から令和8年1月10日まで
- 12 条例に関する事項、意見の陳述の方法その他の事項に関する問合せ先
産業労働部地域産業振興課小規模企業支援班
電話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 原信六日町店
所在地 南魚沼市六日町字野際2363番地1 外
設置者 株式会社原信 他1者
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の所在地、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出
公告日 令和7年5月16日
- 3 意見の概要
(1) 南魚沼市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
令和7年10月10日から令和7年11月10日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 原信糸魚川東店
所在地 糸魚川市東寺町3丁目93番1 外
設置者 株式会社原信
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出
公告日 令和7年5月20日
- 3 意見の概要
(1) 糸魚川市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和7年10月10日から令和7年11月10日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ライフガーデンしばた

所在地 新発田市舟入町三丁目541-2 外

設置者 芙蓉総合リース株式会社 他1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称）に関する届出

公告日 令和7年5月27日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和7年10月10日から令和7年11月10日まで

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 新発田東ショッピングセンター

所在地 新発田市東新町4丁目3964 外

設置者 株式会社ウオロク 他1者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号

（変更後）株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号

（変更後）株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号 他1者

3 変更年月日

(1) 令和7年6月24日

(2) 令和7年6月24日 他

4 変更の理由

(1) 代表者の氏名変更のため。

(2) 代表者の氏名変更及び小売業を行う者の入店のため。

5 届出年月日

令和7年9月30日

- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和7年10月10日から令和8年2月10日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 魚沼ショッピングセンター
所在地 魚沼市吉田字川原1105番 外
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号
- 3 変更年月日
(1) 令和7年6月24日
(2) 令和7年6月24日
- 4 変更の理由
(1) 代表者の氏名変更のため。
(2) 代表者の氏名変更のため。
- 5 届出年月日
令和7年9月30日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、魚沼市産業経済部商工課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和7年10月10日から令和8年2月10日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の

日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ウオロク村上店

所在地 村上市仲間町字坂下540番地4 外

設置者 株式会社ウオロク 他2者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号

3 変更年月日

(1) 令和7年6月24日

(2) 令和7年6月24日

4 変更の理由

(1) 代表者の氏名変更のため。

(2) 代表者の氏名変更のため。

5 届出年月日

令和7年9月30日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、村上市地域経済振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和7年10月10日から令和8年2月10日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 燕ショッピングセンター

所在地 燕市大曲字曾根515 外

設置者 株式会社ウオロク 他1者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号

(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号

3 変更年月日

- (1) 令和7年6月24日
- (2) 令和7年6月24日
- 4 変更の理由
 - (1) 代表者の氏名変更のため。
 - (2) 代表者の氏名変更のため。
- 5 届出年月日
令和7年9月30日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和7年10月10日から令和8年2月10日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ウオロク長岡店
所在地 長岡市日赤町二丁目1番
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ウオロク 代表取締役 本多 伸一 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号
(変更後) 株式会社ウオロク 代表取締役 葛見 久賢 新潟県新潟市中央区鑑二丁目14番13号
- 3 変更年月日
 - (1) 令和7年6月24日
 - (2) 令和7年6月24日
- 4 変更の理由
 - (1) 代表者の氏名変更のため。
 - (2) 代表者の氏名変更のため。
- 5 届出年月日
令和7年9月30日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和7年10月10日から令和8年2月10日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 アクロスプラザ長岡七日町A街区
所在地 長岡市七日町字川原485 外
設置者 第一リース株式会社
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社原信 代表取締役 丸山 三行 長岡市中興野18番地2
（変更後）株式会社原信 代表取締役 丸山 三行 長岡市中之島1993番地17
- 3 変更年月日
令和6年10月1日
- 4 変更の理由
所在地の変更のため。
- 5 届出年月日
令和7年9月30日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
令和7年10月10日から令和8年2月10日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

雑 報

公立大学法人新潟県立看護大学の令和6年度財務諸表について（公告）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項の規定により、公立大学法人新潟県立看護大学の令和6年度財務諸表を次のとおり公告する。

令和7年10月10日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 神田 清子

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		1,352,373,000
建物	1,176,440,040	
減価償却累計額	<u>△ 434,341,215</u>	742,098,825
構築物	59,596,452	
減価償却累計額	<u>△ 28,147,926</u>	31,448,526
機械装置	686,000	
減価償却累計額	<u>△ 164,352</u>	521,648
工具器具備品	145,460,049	
減価償却累計額	<u>△ 87,152,681</u>	58,307,368
図書		283,673,369
美術品・収蔵品		<u>18,330,000</u>
車両運搬具	2,222,377	
減価償却累計額	<u>△ 2,222,376</u>	1
有形固定資産合計		2,486,752,737

2 無形固定資産

ソフトウェア		26,198,480
電話加入権		<u>16,000</u>
無形固定資産合計		26,214,480

3 投資その他の資産

その他の投資その他の資産		<u>1,234,010</u>
投資その他の資産合計		<u>1,234,010</u>

固定資産合計 2,514,201,227

II 流動資産

現金及び預金	173,884,289	
未収金	816,180	
前渡金	14,300,000	
前払費用	<u>1,109,167</u>	
流動資産合計		<u>190,109,636</u>
資産合計		<u><u>2,704,310,863</u></u>

負債の部

I 固定負債

長期リース債務	<u>10,740,467</u>	
固定負債合計		10,740,467

II 流動負債

預り補助金等(注)	14,300,000	
寄附金債務(注)	385,263	
前受金	5,417,104	
科学研究費助成事業等預り金(注)	19,671,715	
預り金	3,774,965	
未払金	79,145,716	
リース債務	7,670,460	
流動負債合計	<u>130,365,223</u>	
負債合計		141,105,690

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	<u>2,285,244,000</u>	
資本金合計		2,285,244,000

II 資本剰余金

資本剰余金	205,798,910	
減価償却相当累計額(△)(注)	<u>△ 426,661,799</u>	
資本剰余金合計		△ 220,862,889

III 利益剰余金

目的積立金(注)	12,179,644	
積立金(注)	420,396,807	
当期末処分利益	<u>66,247,611</u>	
(うち当期総利益)	(66,247,611)	
利益剰余金合計	<u>498,824,062</u>	
純資産合計		<u>2,563,205,173</u>
負債純資産合計		<u>2,704,310,863</u>

(注)これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損益計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:円)

経常費用

業務費

教育経費	133,438,460	
研究経費	32,109,490	
教育研究支援経費	16,578,063	
役員人件費	28,391,480	
教員人件費	460,506,406	
職員人件費	<u>161,180,541</u>	<u>832,204,440</u>

一般管理費		78,298,960
-------	--	------------

財務費用

支払利息	<u>199,074</u>	<u>199,074</u>
------	----------------	----------------

経常費用合計		<u>910,702,474</u>
--------	--	--------------------

経常収益

運営費交付金収益(注)	649,395,665
授業料収益	208,839,710
入学金収益(注)	34,968,000
検定料収益	6,145,000
補助金等収益(注)	18,822,500
寄附金収益(注)	3,827,389

雑益			
財産貸付料収益	4,764,000		
科学研究費補助金間接経費収入	4,583,275		
その他	<u>4,400,397</u>	<u>13,747,672</u>	
経常収益合計			<u>935,745,936</u>
経常利益			25,043,462
臨時利益			
運営費交付金精算収益化額		<u>40,256,577</u>	<u>40,256,577</u>
当期純利益			65,300,039
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)			<u>947,572</u>
当期総利益			<u><u>66,247,611</u></u>

(注)これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

資本剰余金を減額したコスト等に関する注記

(単位:円)

当期総利益		66,247,611	
減価償却相当額	△ 43,712,840		
除売却差額相当額			
賞与引当増加相当額(注)	△ 5,013,195		
退職給付引当増加相当額(注)	<u>10,242,711</u>		
小計		<u>△ 38,483,324</u>	
資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額			27,764,287

(注)賞与引当増加相当額及び退職給付引当増加相当額には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。

科学研究費助成事業等に関する注記

当期受入額	17,944,639 円
当期支出額	17,341,919 円

純 資 産 変 動 計 算 書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本剰余金				Ⅲ 利益剰余金				Ⅳ 評価・換算差額等		繰越前合計
	設立時出資金	その他の非営利公益団体の出資金	資本金合計	資本剰余金(注)	減価償却相当額(注)	減価償却に係る費用相当額(注)	繰越前利益(注)	剰余金	剰余金	剰余金	繰越前利益	繰越前利益	繰越前利益
当期末残高	2,285,244,000	-	2,285,244,000	204,690,910	△ 382,948,950	-	-	△ 178,698,609	1,805,572	12,179,644	861,000	419,535,807	434,382,623
当期末変動額													
Ⅰ 資本金の当期変動額													
出資金の受入													
出資金等に係る当期変動の出資等団体への引当に引当額													
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額													
固定資産の取得													
固定資産の売却													
固定資産の減価償却													
固定資産の減損													
固定資産の減損													
剰余金の繰上による剰余金繰上額の増加													
資産除去債務の履行に伴う取引利													
多額資本の取得等													
出資金等に係る下期変動の出資等団体への引当													
その他の資本剰余金の当期変動額(減損)													
Ⅲ 利益剰余金の当期変動額													
(1) 利益の処分又は損失の処理													
期中剰余金繰上額からの繰上													
利益処分による繰上													
利益処分による繰上													
設立時等剰余金の引当													
(2) その他													
当期繰上													
期中剰余金繰上額と金取引額													
目的剰上金取引額													
その他の利益剰余金の当期変動額(減損)													
Ⅳ 評価・換算差額等の当期変動額(減損)													
当期末変動額	2,285,244,000	-	2,285,244,000	204,690,910	△ 382,948,950	-	-	△ 220,682,889	0	12,179,644	420,396,807	66,247,611	498,624,682

※資本剰余金の当期変動額

(単位:円)

資本金	当期変動額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	13,246,000	-	13,246,000	
繰上金	2,289,910	-	2,289,910	
繰上金	3,000,000	-	3,000,000	
目的剰上	23,760,000	-	23,760,000	
期中剰余金繰上額と金取引額	169,545,000	-	169,545,000	
合計	201,840,910	-	201,840,910	

キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 158,778,132
人件費支出	△ 668,942,055
その他の業務支出	△ 80,563,260
運営費交付金収入	633,485,211
授業料収入	191,850,210
入学金収入	34,968,000
検定料収入	6,145,000
補助金等収入	30,682,000
寄附金収入	3,252,995
預り金の増減	△ 9,303,209
その他の収入	<u>13,164,873</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,038,367

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 52,912,073
投資その他の資産の取得による支出	<u>244,980</u>
小計	△ 52,667,093
利息の受取額	<u>0</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 52,667,093

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

リース債務の返済による支出	<u>△ 8,458,442</u>
小計	△ 8,458,442
利息の支払額	<u>△ 194,158</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,652,600

IV 資金増減額 △ 65,358,060

V 資金期首残高 239,242,349

VI 資金期末残高 173,884,289

利益の処分に関する書類

(令和7年8月31日)

(単位:円)

I	当期末処分利益		66,247,611
	当期総利益	66,247,611	
II	積立金振替額		429,722,532
	教育研究等環境改善積立金	12,179,644	
	積立金	417,542,888	
III	利益処分額		
	積立金		495,970,143

注 記 事 項

I 重要な会計方針

「『地方独立行政法人会計基準』及び『地方独立行政法人会計基準注解』(令和4年8月31日総務省告示第285号改訂)」及び「『地方独立行政法人会計基準』及び『地方独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A(総務省自治行政局 総務省自治財政局 日本公認会計士協会令和6年3月改訂)」を適用して、財務諸表を作成しています。

なお、当事業年度より地方独立行政法人会計基準等のうち、収益認識に関する会計基準の改訂内容を適用しております。

1 運営費交付金及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、施設整備及び退職一時金については、費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	8～36年
構築物	10～34年
機械装置	8年
工具器具備品	4～15年
車両運搬具	6年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として、資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

3 賞与引当金及び引当相当額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第88第3項に基づき当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しています。

4 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第89第5項に基づき計算された退職給付債務に係る当期増加額を計上しています。

5 リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

II 貸借対照表関係

- 1 運営費交付金から充当されるべき賞与引当相当額は45,227,769円です。
- 2 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額は209,608,110円です。
(新潟県からの派遣職員に対する退職給付見積額は、上記金額には含んでいません。)

III キャッシュ・フロー計算書関係

- 1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	173,884,289	円
資金期末残高	173,884,289	円

- 2 重要な非資金取引の内容

- (1) ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	6,837,770	円
合 計	6,837,770	円

- (2) 現物寄附による資産の取得

図書	108,394	円
工具器具備品	1,133,000	円
合 計	1,241,394	円

IV 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストに関する注記

(単位:円)

- 1 業務費用

(1) 損益計算書上の費用	910,702,474	
(2) (控除)自己収入等	△ 262,944,496	
業務費用合計		647,757,978

- 2 資本剰余金を減額したコスト等

38,483,324

- 3 機会費用

地方公共団体出資の機会費用	28,945,140
---------------	------------

- 4 (控除)設立団体納付額

-

- 5 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に
帰せられるコスト

715,186,442

公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和7年3月末利回りを参考に1.485%で計算しています。

V 固定資産の減損に関する事項

該当事項はありません。

VI 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VII 重要な後発事象

該当事項はありません。

VIII 金融商品及び賃貸等不動産の時価等に関する事項

1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な預金、国債、地方債等に限定した資金運用を行うこととしております。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、現金及び預金、未収金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略します。

3 賃貸等不動産の時価等に関する事項

該当事項はありません。

IX 資産除去債務に関する事項

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引当期末 残高	摘要
							当期償却額		当期損益内	当期損益外		
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	1,087,971,000	-	-	1,087,971,000	409,886,261	40,959,543	-	-	-	678,084,739	
	構築物	29,205,000	-	-	29,205,000	16,761,239	2,738,998	-	-	-	12,443,761	
	工具器具備品	-	858,000	-	858,000	14,299	14,299	-	-	-	843,701	
	計	1,117,176,000	858,000	-	1,118,034,000	426,661,799	43,712,840	-	-	-	691,372,201	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	88,469,040	-	-	88,469,040	24,454,954	7,872,847	-	-	-	64,014,086	
	構築物	30,391,452	-	-	30,391,452	11,386,687	1,619,788	-	-	-	19,004,765	
	機械装置	686,000	-	-	686,000	164,352	85,749	-	-	-	521,648	
	工具器具備品	129,784,329	14,817,720	-	144,602,049	87,138,382	21,526,744	-	-	-	57,463,667	
	図書	280,255,714	4,300,591	882,936	283,673,369	-	-	-	-	-	283,673,369	
	車両運搬具	2,222,377	-	-	2,222,377	2,222,376	-	-	-	-	1	
	計	531,808,912	19,118,311	882,936	550,044,287	125,366,751	31,105,128	-	-	-	424,677,536	
非償却資産	土地	1,352,373,000	-	-	1,352,373,000	-	-	-	-	-	1,352,373,000	
	美術品・收藏品	18,330,000	-	-	18,330,000	-	-	-	-	-	18,330,000	
	計	1,370,703,000	-	-	1,370,703,000	-	-	-	-	-	1,370,703,000	
有形固定資産合計	土地	1,352,373,000	-	-	1,352,373,000	-	-	-	-	-	1,352,373,000	
	建物	1,176,440,040	-	-	1,176,440,040	434,341,215	48,832,390	-	-	-	742,098,825	
	構築物	59,596,452	-	-	59,596,452	28,147,926	4,358,786	-	-	-	31,448,526	
	機械装置	686,000	-	-	686,000	164,352	85,749	-	-	-	521,648	
	工具器具備品	129,784,329	15,675,720	-	145,460,049	87,152,681	21,541,043	-	-	-	58,307,368	注
	図書	280,255,714	4,300,591	882,936	283,673,369	-	-	-	-	-	283,673,369	
	美術品・收藏品	18,330,000	-	-	18,330,000	-	-	-	-	-	18,330,000	
	車両運搬具	2,222,377	-	-	2,222,377	2,222,376	-	-	-	-	1	
	計	3,019,687,912	19,976,311	882,936	3,038,781,287	552,028,550	74,817,968	-	-	-	2,486,752,737	
無形固定資産	ソフトウェア	19,555,560	26,198,480	-	45,754,040	19,555,560	977,778	-	-	-	26,198,480	
	電話加入権	16,000	-	-	16,000	-	-	-	-	-	16,000	
	計	19,571,560	26,198,480	-	45,770,040	19,555,560	977,778	-	-	-	26,214,480	
投資その他の資産	差入敷金・保証金・預託金	1,234,010	-	-	1,234,010	-	-	-	-	-	1,234,010	
	計	1,234,010	-	-	1,234,010	-	-	-	-	-	1,234,010	

注)

工具器具備品の主な当期増加額は、教材備品購入(4,668,950円)、財務会計システム等サーバ購入(4,169,000円)及び図書館管理システム取得(6,837,770円)によるものです。

(2) 棚卸資産の明細

該当事項はありません。

(3) 有価証券の明細

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 公立大学法人債の明細

該当事項はありません。

(7) 引当金の明細

該当事項はありません。

(8) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(9) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(10) 資本剰余金の明細

純資産変動計算書記載のとおりです。

(11) 目的積立金の取崩しの明細

積立金の名称及び事業名	前中期目標期間繰越積立金	
	教育環境等改善整備事業	計
工具器具備品	858,000	858,000
小計	858,000	858,000
教育経費		
修繕費	576,322	576,322
一般管理費		
消耗品費	371,250	371,250
小計	947,572	947,572
合計	1,805,572	1,805,572

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12)－1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交 付 額	当期振替額			期末残高
			運営費交付金 収益	資本剰余金	小 計	
令和4年度	24,167,031	－	24,167,031	－	24,167,031	－
令和5年度	32,000,000	－	32,000,000	－	32,000,000	－
令和6年度	－	633,485,211	633,485,211	－	633,485,211	－
合 計	56,167,031	633,485,211	689,652,242	－	689,652,242	－

(注) 当期振替額の運営費交付金収益には、地方独立行政法人会計基準第79第6項に基づき、臨時利益に計上した金額(40,256,577円)が含まれています。

(12)－2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	令和4年度 交付分	令和5年度 交付分	令和6年度 交付分	合計
期間進行基準	－	－	589,365,330	589,365,330
費用進行基準	24,167,031	32,000,000	3,863,304	60,030,335
会計基準第79第5項 による振替額	－	－	40,256,577	40,256,577
計	24,167,031	32,000,000	633,485,211	689,652,242

(注) 地方独立行政法人会計基準第79第5項に基づき、運営費交付金債務の残額を全額収益に振り替えています。

(13) 運営費交付金以外の設立団体等からの財源措置の明細

(13)－1 施設費の明細

該当事項はありません。

(13)－2 補助金等の明細

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額					期末残高	摘 要
					建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	補助金等収益		
新潟県立看護大学 修学支援補助金	新潟県	直接経費	－	18,822,500	－	－	－	－	18,822,500	0	18,822,500
		間接経費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
公立学校施設災害 復旧費用庫負担金	文部科学省	直接経費	－	14,300,000	－	－	－	－	－	14,300,000	14,300,000
		間接経費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計		直接経費	－	33,122,500	－	－	－	－	18,822,500	14,300,000	－
		間接経費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		計	0	33,122,500	0	0	0	0	18,822,500	14,300,000	－

(注) 摘要欄には、当期交付決定額を記載しています。

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給料等		退職給付	
		金額	支給人員	金額	支給人員
役員	常 勤	(-) 27,765,611	(-) 2	(-) -	(-) -
	非常勤	(-) 625,869	(-) 4	(-) -	(-) -
	計	(-) 28,391,480	(-) 6	(-) -	(-) -
教員	常 勤	(135,378,950) 453,760,692	(13) 50	(-) 374,741	(-) 1
	非常勤	(-) 6,370,973	(-) 97	(-) -	(-) -
	計	(135,378,950) 460,131,665	(13) 147	(-) 374,741	(-) 1
職員	常 勤	(-) 91,167,433	(-) 11	(-) 3,293,291	(-) 3
	非常勤	(-) 66,524,545	(-) 22	(-) 195,272	(-) 1
	計	(-) 157,691,978	(-) 33	(-) 3,488,563	(-) 4
合計	常 勤	(135,378,950) 572,693,736	(13) 63	(-) 3,668,032	(-) 4
	非常勤	(-) 73,521,387	(-) 123	(-) 195,272	(-) 1
	計	(135,378,950) 646,215,123	(13) 186	(-) 3,863,304	(-) 5

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人新潟県立大学役員報酬規程に基づき支給しています。

(注2) 教職員に対する給与及び退職給付の支給基準について

公立大学法人新潟県立看護大学職員給与規程及び公立大学法人新潟県立看護大学職員退職手当規程に基づき支給しています。

(注3) 支給人員数は、報酬又は給料等については年間平均支給人員数(役員については年間支給人員数)、退職給付については年間支給人員数によっています。

(注4) () 内には、新潟県からの承継職員に係る金額及び支給人員を内数で記載しています。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

教育経費		
消耗品費	13,621,533	
備品費	4,823,780	
印刷製本費	1,062,435	
水道光熱費	19,599,956	
旅費交通費	4,051,720	
通信運搬費	1,508,780	
賃借料	1,498,813	
保守費	3,196,600	
修繕費	5,382,938	
広告宣伝費	5,005,070	
研修費	28,556	
報酬・委託・手数料	35,214,574	
奨学費	18,956,450	
減価償却費	19,486,499	
雑費	756	133,438,460
研究経費		
消耗品費	8,247,385	
備品費	2,088,460	
印刷製本費	349,492	
水道光熱費	7,210,440	
旅費交通費	3,842,653	
通信運搬費	35,875	
賃借料	16,825	
修繕費	462,280	
研修費	868,060	
報酬・委託・手数料	7,196,187	
減価償却費	1,791,833	32,109,490
教育研究支援経費		
消耗品費	3,701,335	
印刷製本費	137,060	
図書費	882,936	
水道光熱費	2,094,459	
旅費交通費	88	
賃借料	4,731,470	
保守費	330,000	
修繕費	12,012	
諸会費	69,000	
報酬・委託・手数料	2,613,696	
減価償却費	2,006,007	16,578,063

役員人件費			
報酬		26,136,000	
法定福利費		2,171,422	
諸手当		84,058	28,391,480
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	284,995,228		
賞与	104,693,681		
退職給付費用	374,741		
法定福利費	64,071,783	454,135,433	
非常勤教員給与			
給料	6,355,800		
法定福利費	15,173	6,370,973	460,506,406
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	58,845,891		
賞与	19,835,350		
退職給付費用	3,293,291		
法定福利費	12,486,192	94,460,724	
非常勤職員給与			
給料	47,538,591		
賞与	11,215,526		
退職給付費用	195,272		
法定福利費	7,770,428	66,719,817	161,180,541
一般管理費			
消耗品費		2,509,966	
備品費		895,792	
印刷製本費		232,320	
水道光熱費		5,493,669	
旅費交通費		1,113,090	
通信運搬費		5,236,008	
賃借料		17,598,000	
車両燃料費		61,281	
福利厚生費		873,362	
保守費		7,045,896	
修繕費		8,626,647	
損害保険料		1,259,880	
広告宣伝費		869,000	
諸会費		1,479,120	
研修費		82,400	
報酬・委託・手数料		16,120,762	
租税公課		3,200	
減価償却費		8,798,567	78,298,960

(17) 寄附金の明細

(単位:円、件)

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
大学	3,361,389	112	うち、現物寄附 1,241,394円(111件)
合 計	3,361,389	112	

(18) 受託研究の明細

該当事項はありません。

(19) 共同研究の明細

該当事項はありません。

(20) 受託事業等の明細

該当事項はありません。

(21) 科学研究費助成事業等の明細

(単位:円、件)

種 目	当 期 受 入 額	件 数	摘 要
基盤研究(B)	(3,950,000) 1,185,000	6	
基盤研究(C)	(10,944,639) 3,283,392	35	
若手研究	(1,050,000) 315,000	2	
挑戦的萌芽研究	(2,000,000) 600,000	1	
合 計	(17,944,639) 5,383,392	44	

(注1) 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載しています。

(注2) 分担金を含めて記載しています。

(22) 上記以外の主な資産及び負債の明細

(22) - 1 現金及び預金

(単位:円)

区 分	金 額
現金	0
預金	173,884,289
計	173,884,289

(22) - 2 未払金

(単位:円)

相 手 先	金 額
パステムソリューションズ株式会社	18,719,030
田辺建設株式会社	12,419,000
株式会社ぎょうせい	7,479,450
人件費(退職金等)	6,620,284
株式会社ニッセイコム	3,207,600
その他	30,700,352
計	79,145,716